

令和4年度 経済産業省 委託事業

中堅・中小企業向け

『進出先国税制及び税務ガバナンスに係る情報提供セミナー』

第25回 南アフリカ

2023年 1月

南アフリカの税制概要・進出時の留意点

【目次】

税制概要	3
事業課税	4
納税要件・課税範囲	8
源泉税・雇用にかかる税金・付加価値税・その他の間接税	9
法人課税にかかる各種優遇税制措置	10
企業進出形態の比較	12
PE課税	13
税務調査および異議申立て・税務訴訟	14
ホットトピック	15

税制概要



- 南アフリカの政治体制は、共和制（大統領制）を採用している
- 言語：英語、アフリカンス語、ズールー語など11言語の公用語が使用されている
- 通貨：南アフリカ・ランド（ZAR）
- 居住法人：原則として南アフリカ国内で設立された法人または、南アフリカに経営の本拠地を置いている法人
- 居住法人の課税所得の範囲：全世界所得
- 日本との租税条約：有り
- 日本との社保協定：無し
- 中央政府税務当局の名称：南アフリカ歳入庁（The South African Revenue Service ; SARS）

法人所得税

税率（含むキャピタルゲイン）

内国法人 28.0%（2023年4月以降は27%）
 ※年間売上高がZAR 20百万以下の法人については、軽減税率（次ページ参照）が適用される。

課税年度

法人の会計年度

申告納付期限

見込税額の2分の1ずつを半期に1回予定納付。不足額が生じた場合、事業年度末日から6月以内に不足分を納付（申告書の提出期限も通常同じ※）。
 ※申告書の提出日・納付時期等は毎年SARSから公示される。



事業を展開する際に生ずるその他の主な税、社会保険料

不動産譲渡税

不動産の取得時に、公正時価あるいは対価に応じて0～13%の累進税が課される。

有価証券譲渡税（STT）

上場または非上場の譲渡有価証券の証券価値に対して0.25%の税率で課される

社会保険料

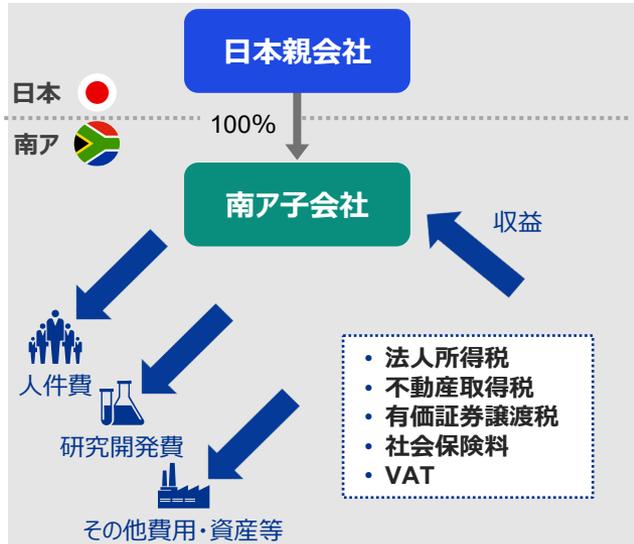
技能開発税：原則、雇用主が給与総額の1%負担
 失業保険基金（UIF）：雇用主が給与額の1%負担（ほか）

VAT

15%（一部の商品やサービスの供給は免税、財務等の特定サービスや商品は非課税）



事業課税 (事業期間中) (1/2)



南アフリカ法人所得税

税率	原則28% (2023年4月以降、27%に引下げ)
課税所得計算	決算書上の税引前利益に税務上の加算・減算調整を行って課税所得を算出し、純キャピタルゲイン分を加算する。
欠損金	無期限 (事業を行わない年度が生じた場合、以降の課税年度への繰越は不可能)、ただし当期所得の80%相当額の控除上限が税率引き下げと共に導入予定。 繰越期限
キャピタルゲイン・ロス	キャピタルゲイン (資本性資産の譲渡益) は、その80%相当額が一般の事業所得に加算される。 キャピタルロス (資本性資産の譲渡損) は、キャピタルゲインとのみ相殺可能。
中間納付	推定納税額の2分の1を、事業年度開始後6か月以内に納付。不足額が生じた場合、事業年度末日から6月以内に不足分を納付。推定納税額が実際の課税所得の80%に満たない場合、発生額と納税額合計の差額に対して20%のペナルティーが科される。
法人所得税債務の時効	申告期限から3年 (申告が未提出の場合: 5年、犯罪等に伴う場合: 無期限)
グループ法人制度	法人税法上、組織再編や合併等の取引に関連して、所定の要件を満たした場合の課税の繰延に関する規定が設けられているが、グループ内のある企業の欠損金と同グループ内のほかの企業の所得を相殺することは認められていない。
税制改正	毎年2月に財務大臣によるBudget Speech (税制改正大綱) が公表される

(*1) 小規模・零細企業の特例

小規模企業 (Small Businesses)

年間売上がZAR 20百万以下の法人。
課税所得に応じて、0~28% (2023年3月31日以降は27%) の累進課税が課される。

零細企業 (Micro Businesses)

年間売上がZAR 1百万以下の法人。
課税所得に応じて、0~3%の累進で売上高税 (Turnover Tax) が課される。

事業課税（事業期間中）（2/2）



課税所得の計算方法 (所得の種類別に計算)	法人所得税の計算上注意を要する項目	
会計上の税引前当期利益	一般原則	所得を獲得する目的で行われる事業活動の遂行するために生じた資本的性質を有する支出以外の費用は全て損金算入が可能。
(+) 益金算入項目	交際費	原則損金算入。 発生した交際費と、事業活動（新規ビジネス）に密接な関係があることを証明できない場合（例えば、既存顧客との関係維持のために要した費用等）には損金算入が認められない。
(+) 損金不算入項目 例：直接事業活動に関連しない費用 資本的支出	研究開発費	研究開発費のうち、収益性のある部分（研究員への給与や施設運営費）については損金算入。
(-) 益金不算入項目 例：一定の補助金など	支払利子	事業活動（収益獲得）に直接関係する借入に係る支払利子は損金算入。非課税所得に係る借入に対する利子については損金不算入。
(-) 損金算入項目 例：税務上の減価償却費など	準備金および引当金	偶発債務に係る引当金や将来の支出に係る引当金は原則損金算入が認められない。
当期課税所得	受取配当	<ul style="list-style-type: none"> 内国法人からの配当は課税対象外となる 外国法人からの配当は通常の課税所得として課税されるが、内国法人が総株式資本と議決権の10%以上を保有する外国法人からの配当はその全額が益金不算入となる。配当の益金不算入が適用されないものについては、実効税率10%以下で課税された上で、直接外国税額控除の適用が可能
(-) 税務上の繰越欠損金	損金不算入の費用	<ul style="list-style-type: none"> 支払配当
課税所得		
(×) 法人税率		
法人税額		
(-) 源泉税額		
(-) 中間納付税額		
差引法人税額		



事業課税 (資金注入、資金還流時)

資金注入した場合の留意点

- 過少資本税制や過大配当制限制度はない



利益の送金 および 関連者取引

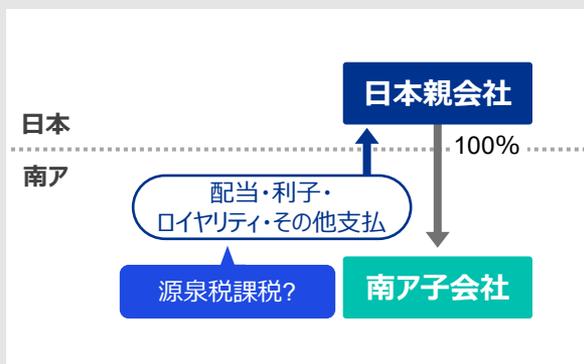
- 配当、利子およびロイヤリティの外国法人への支払いは通常、源泉税の対象となる
 - 配当：20%
 - 利子：15%
 - ロイヤリティ：15%

日本への支払等については日南ア租税条約により下記のとおりとなる。(特典制限条項 (LOB) はない)

- 配当：5% (25%以上の議決権付株式かつ6か月以上保有の場合)
15% (その他の場合)
(日南ア租税条約の制限税率)

- 利子：10% (日南ア租税条約の制限税率)
- ロイヤリティ：10% (日南ア租税条約の制限税率)

支店の利益を本店に送金する場合には、源泉税は課されない。





事業課税 (撤退時)

撤退時の キャピタルゲイン (譲渡益) 課税

- 外国法人による南アフリカ内国法人株式の譲渡から生じるキャピタルゲインは一般的に非課税。ただし、その株式の価値の80%以上が南アフリカ不動産により構成される場合の当該株式（不動産化体株式）から生じるものは、原則キャピタルゲインとして課税される。ただし、不動産化体株式であっても、20%未満の保有の場合には課税されない。
- 日-南ア租税条約上、南アでの課税権を認めている



清算時の 残余利益 に対する課税

- 配当同様の20%課税がなされる（配当にかかる日-南ア租税条約の適用関係については前ページ参照）



納税要件・課税範囲



		居住法人	非居住法人（外国法人）
課税所得の範囲		全世界所得	南アフリカ国内源泉所得
投資先	居住法人	配当等 居住法人からの受取配当は免税。	<ul style="list-style-type: none"> 原則20%の源泉税が課される。 日-南ア租税条約の適用による制限税率は5% / 15%。
		株式等の譲渡 譲渡利益 キャピタルゲインは、その80%相当額が一般の事業所得に加算される。 法人の場合、実効税率は22.4%（80%×28%）	日-南ア租税条約上、南アでの課税権を認めている。 南ア国内の不動産の処分、PE資産の処分、不動産化体株式の譲渡に係るキャピタルゲインには実効税率22.4%で課税（80%×28%）。なお、不動産化体株式については、20%未満の保有の場合には課税されない。
	譲渡損失 キャピタルロスは、キャピタルゲインとのみ相殺可能。		
	非居住法人	配当等 原則、通常の課税所得として課税される。 （株主が総株式資本と議決権の10%以上を保有している外国法人からの配当等の場合には、免税となる。免税の対象とならない外国法人からの配当は10%以下の軽減税率で課税された上で、外税控除の適用が可能。）	
株式等の譲渡 原則、居住法人の株式から生じた譲渡利益・損失と同様の取扱いになる。 （株主が総株式資本と議決権の10%以上を18カ月以上保有している外国法人からの譲渡等の場合には、譲渡益は非課税、譲渡損は損金不算入となる。）			
国外支店の所得の取扱い		全世界所得課税される。	
CFC税制		外国法人で直接または間接に南ア居住者にその株式等の50%以上を保有するものがCFCとなり、そのCFCの株式等の10%以上を保有する南ア居住者が課税対象。一定の算式により計算されたCFCの純利益がその保有比率に応じて南ア居住者株主の所得に合算して課税される。一定の免除規定等あり。	



源泉税・雇用にかかる税金・付加価値税・その他の間接税

<p>国内向け払い にかかる源泉税</p>	<p>居住者法人から他の居住者法人への支払については源泉税は課されない。</p>	
<p>従業員の 雇用にかかる税務 等</p>	<p>技能開発税 (Skills Development Levy : SDL) 従業員に対する年間報酬額がZAR 50万を超える雇用者が、月額総報酬額の1%を支払う。</p> <p>失業保険基金 (Unemployment Insurance Fund : UIF) 従業員とその扶養家族に対する、失業給付、病気手当、死亡給付であり、雇用者が月額報酬額の1%を支払う。(2018年3月1日以降、駐在員で任期終了後に帰国する者であっても加盟が必要)。</p> <p>労働災害補償 (Compensation for Occupational Injuries and Disease Act : COIDA) 従業員が就業過程で被った怪我、障害、職業病に対する補償、死亡給付に備え、毎年1回拠出。拠出額報酬額に一定の両立を乗じて算定 (一人当たり年間ZAR 529,264 を上限。(上限金額は毎年改訂される)) する。</p>	
<p>付加価値税 (VAT)</p>	<p>課税取引 南アで販売・消費される広範囲な物品とサービスおよび物品・サービスの輸入に対して課される。</p> <p>税率 標準税率は15%である (一部の商品やサービスの供給は無税、財務等の特定のサービスや商品は非課税)。</p> <p>課税期間 毎月もしくは2か月ごと (例外的に、4か月、6か月、1年が適用されることもある)。</p>	<p>インボイス制度 VAT登録業者は、取引の際には、取引日から3週間以内に、常に、その種類、販売商品や提供サービスの価格、支払うべきVATの額などを詳しく記したインボイスを発行する必要がある。</p> <p>申告期限および納付期限 VAT課税対象は課税期間 (原則毎月もしくは2か月ごとに) ごとに、申告および納付する義務がある。</p> <p>登録 12か月間の課税売上高がZAR1百万を超える企業は納税義務有 (12か月の課税売上高がZAR5万超の企業は登録可能)。</p>
<p>デジタル課税</p>	<p>南アにデジタル課税規定は設けられていない。</p>	

法人課税にかかる各種優遇税制措置 (1/2)



項目	対象企業	優遇措置内容
<p>経済特区 (special economic zone (SEZ))</p> <p>※旧産業開発区 (Industrial Development Zones (IDZs))</p>	<p>経済特区内で新規に設立された企業（既存の企業がSEZ内に移転して優遇制度を利用することはできない）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・建物等の加速度償却が認められる ・以下の要件を満たす企業については軽減法人税率15%の適用 <ol style="list-style-type: none"> ①南ア国内で設立される、あるいは実質的に管理されている法人 ②その収入の少なくとも90%以上が、SEZ内の事業所における商品販売あるいはサービスの提供から起因するものであること ③財務大臣から承認を得ること （本制度は2031年1月31日をもって失効予定）
<p>雇用促進税制 (Employment Tax Incentive (ETI))</p>	<p>2013年10月1日以降に、所定の身分証明を所持する若年労働者（18歳以上29歳以下）を雇用する企業</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・対象となる若年労働者を雇用する雇用主に対して、対象労働者一人当たりの源泉徴収額が減少し、なおかつ、政府から奨励金が与えられる ・本制度は、雇用開始から2年間有効であり、2029年2月28日まで適用可能 <p>上記のSEZ内で活動する雇用主に対して、SEZ内でサービスを提供する従業員については、雇用促進税制の対象となる従業員の年齢上限（29歳）の適用無</p>

法人課税にかかる各種優遇税制措置 (2/2)



項目	対象企業	優遇措置内容
<p>エネルギー効率の優れた設備への投資</p>	<p>エネルギー効率の高い設備に投資した企業</p>	<p>【加速度償却】</p> <ul style="list-style-type: none"> 再生可能エネルギーやバイオ燃料の清算に必要な、エネルギー効率の該当設備について投資した場合、加速度償却（初年度:2年目:3年目 50:30:20の割合）が認められる （発電容量が1000kW以下の太陽光発電所への投資の場合、初年度に100%償却可能） 上記を適用する場合、2～3年後に所定の機関が認定した証明書を提出する必要がある <p>【税額控除】</p> <ul style="list-style-type: none"> エネルギー節約を行った企業は、1kwあたり95セントの税額控除を受けることができる（当該節約に関して、同時給付を行った場合には控除を受けることはできない） 南ア国家エネルギー開発研究所（SANEDI）への登録および、所定の機関によって、年ベースでの実際のエネルギー削減量の証明を受け、SARSに提出する必要がある

企業進出形態の比較



	メリット	デメリット
子会社 (現地法人)	<ul style="list-style-type: none"> 現地法人は、法的には日本の親会社から独立した主体になるため、南アでの事業活動に関して訴訟が提起された場合、訴訟当事者となるのは現地法人になる。日本の親会社が直接南アで裁判の当事者とされることは基本的にはない 日本の親会社が南ア税務当局の税務調査の対象となることは基本的にはなく、南アにおける税務申告の観点からは現地法人が当該法人の課税所得のみを申告納税するだけで済む 	<ul style="list-style-type: none"> 現地法人を設立する際に一定の手続きが必要となる 株主総会および取締役会、会計監査など経常的に発生する一定のランニングコストは不可避 税務上、現地法人において生じた欠損金を日本の親会社の課税所得と相殺不可
支店	<ul style="list-style-type: none"> 開業当初に損失が出た場合、日本本社の課税所得と相殺し、節税効果が期待できる 本社経費を合理的な範囲で支店に配賦し、南アの課税所得から控除できる 子会社よりも設立費用とランニングコストが低い 日本本社への支店の利益送金は源泉税の対象とならない 	<ul style="list-style-type: none"> 日本本社が、支店の債務について直接責任を負うこととなるため、南アの裁判管轄に服することになる。その結果、提訴された場合には本社が被告となる 支店の税務調査が本社まで及ぶ可能性があり、本社の帳簿・証憑書類等の提出を求められることがある
駐在員事務所	<ul style="list-style-type: none"> 駐在員事務所設立にあたっては、その活動が準備的または補助的活動に限られていることを条件として、法人所得税の納税対象とはならない 基本的には支店と同様に節税効果が期待できる 	<ul style="list-style-type: none"> 南アでの活動が、情報収集や提供、市場調査などに限られる 実際に南ア国内の活動が準備的または補助的活動の範囲にとどまっているかどうかの判断は、事業目的、事業規模その他の事情を総合的に勘案して判定される。租税条約における恒久的施設(PE)と認定されると、南ア法人所得税が発生する
出張ベース	<ul style="list-style-type: none"> 法人や事務所の設立がないため、コストと事務手続きを抑えて進出できる 	<ul style="list-style-type: none"> 南ア進出の規模は相当程度限定される 出張者の南アでの活動および滞在日数によっては、日本本社が南アにおいてPEを有していると認定される可能性がある



PE課税 - PEの種類

PEの種類

南アのPE類型は、日本と締結した租税条約においては次のとおり規定されている。

1 支店PE

- ①事業の管理の場所
- ②支店
- ③事務所
- ④工場
- ⑤作業場
- ⑥鉱山、石油または天然ガスの坑井、採石場その他天然資源を採取する場所



(日南ア租税条約第5条第2項)

2 代理人PE

外国企業が一定の要件に合致する従属代理人を要している場合のその代理人 (常習代理人)



(日南ア租税条約第5条第5項)

3 建設PE

12ヵ月を超える期間存続する建築工事現場または建設、据付もしくは組立工事またはこれらに関連する監督活動。



(日南ア租税条約第5条第3、4項)

MLI条約の署名：わが国について2019年1月1日、南アについて2023年1月1日に発効（源泉税については、2023年1月1日以後に生ずる課税事象源泉税以外の租税については、2023年7月1日以後に開始する課税期間に関して課される租税に対して適用）。

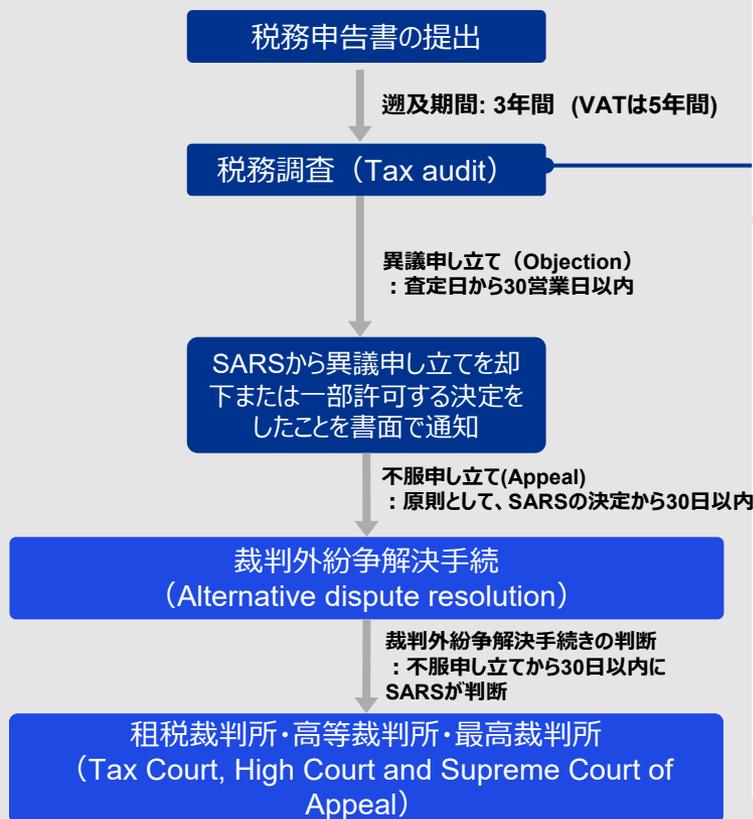
PEに関連するMLI条約の規定の適用：以下の読み替えおよび追加が行われている。

- 特定の活動に関する除外を利用した恒久的施設の地位の人為的な回避（準備的・補助的除外についてそれぞれが準備的・補助的である場合に限る）
- 特定の活動に関する除外を利用した恒久的施設の地位の人為的な回避（準備的・補助的除外について密接に関連する者も一体判定）および企業と密接に関連する者の定義



税務調査および異議申立て・税務訴訟

紛争解決手続きおよびプロセス



当局の執行体制

税務当局の名称 : The South African Revenue Service (SARS)

税務調査の執行上の特徴

- 調査対象となる納税者の選定は、SARSの内部プロセス（例：関心の高い分野や法改正等）による選定に基づいて行われる。
- 3年間の税務時効（法人税）終了後、SARSは、当該年度に不正、虚偽表示、重要事実の非開示があったことが立証された場合にのみ、追加査定を行うことができる。

紛争解決手続き

① 異議申し立て

納税者は、SARSが行った査定や決定に不服がある場合、査定日から30営業日以内に所定の書式と方法で異議申立を行う必要がある。

② SARSの決定に対する不服申し立て（裁判外紛争解決手続き）

SARSが納税者の異議申し立てを却下または一部却下した場合、納税者はSARSの決定から30日以内にSARSのこの決定に対して不服申し立てを行うことができる。（この期間は、合理的な理由がある場合は21日間、例外的な状況が存在する場合は45日間延長することができる）。

なお、裁判外紛争解決手続きの申し立ては納税者・SARS共に行う事ができるが、最終的な判断は不服申し立てから30日以内にSARSが行う。

③ 租税裁判所への不服申し立て

裁判外紛争解決手続きを進んでも問題が解決しない場合、納税者は租税裁判所または租税裁判所の上位の裁判所（高等裁判所、最高裁判所）に訴えることができる。

ホットトピック (税務調査の論点も含む)



01

エレクトロニクスフォレンジック調査 (Electronic Forensic Audits)

論点：SARSは、企業のERP（Enterprise Resource Planning）データにアクセスして、試算表、総勘定元帳、補助元帳の他、税務申告資料等を収集・比較を行った上で、企業が税金を適切に申告・納付したか否かを調査するケースが多い。

対応策：納税者は自己の会計システムにある情報とそこから導き出される税務処理について、自身で検証できるようにすることが推奨される。

02

税務調査の傾向

論点：最近の判例法および法令の改正により、一定の条件を満たす前受金に対応する引当金の損金計上、期末在庫の評価減、重要な資金調達取引に関連するものを含む外国為替差額に関する控除・引当、移転価格等の税務処理に関する調査が増加している。

対応策：判例や法改正等についてタイムリーにキャッチアップし、税務処理の妥当性を証明できる資料および証拠を準備する。

南アフリカの移転価格税制の概要、各国特有の事項、ホットトピック

【目次】

南アフリカにおける移転価格税制の概要

移転価格税制の概要	17
LF／MFの概要	18
国別報告書の概要	19
南アフリカにおける特有の事項およびホットトピック	
移転価格税制に係る改正	20
最近の移転価格調査におけるトピック	21

移転価格税制の概要



1. 移転価格税制導入時期	1995年、Income Tax Act 58 of 1962 にSection 31が導入。	
2. 関連者の定義	直接的または間接的な管理支配関係	
3. 移転価格調査の時効	5年 虚偽の申告や重要な事実の不開示の場合には時効は延長または削除される。	
4. 独立企業間価格の算定方法	OECDガイドラインに沿った5つの移転価格算定方法が認められている。 ①CUP法 ②RP法 ③CP法 ④TNMM ⑤PS法	
5. APA／MAPの適用可能性	日本との租税条約の有無 有り	実務上の適用可能性 相互協議は適用可能である。 APAについては未導入である。

LF/MFの概要



ローカルファイル（LF）の概要	
1. 作成義務対象者	以下のいずれかの要件を満たす場合、LFの作成・提出義務が生じる <ul style="list-style-type: none"> 南アフリカでCbCRを提出する必要がある場合 関連者間取引金額が1億ZARを超える場合
2. 作成期限	会計年度終了から12ヵ月
3. 提出期限	作成期限と同様
4. 作成言語	英語
5. 罰則	文書の提出義務に違反する場合、罰金は前年の課税所得に応じてZAR 250-16,000の範囲で科される。
マスターファイル（MF）の概要	
1. 作成義務対象者	以下のいずれかの要件を満たす場合、MFの作成・提出義務が生じる <ul style="list-style-type: none"> 南アフリカでCbCRを提出する必要がある場合 関連者間取引金額が1億ZARを超え、多国籍企業グループの最終親会社が南アフリカに居住している場合、またはグループ内の企業がマスターファイルを作成している場合
2-5について	ローカルファイルと同様

国別報告書の概要



国別報告書 (CbCR) の概要 (セカンダリーファイリングの場合のみ)

1. 作成義務対象者	前年度連結売上高が100億ZAR以上の多国籍企業グループで、かつ以下のいずれかに当てはまる南アフリカに所在する構成会社等は、国別報告書を提出しなければならない • 最終親会社とその所在国において国別報告書の提出義務がない場合 • 最終親会社の所在地国の税務当局と国別報告書の自動交換条約を締結していない、あるいは締結しているが国別報告書の提出期限までに有効となっていない • 最終親会社の居住地である法域で税務上のシステム障害が発生している
2. 提出期限／作成期限	最終親会社の会計年度終了から12か月以内
3. 罰則	LFと同様
4. 国別報告書に係る通知書 (Notification) の要否	提出期限／作成期限と同様

※ セカンダリーファイリングとは最終親会社の所在する国において国別報告書に関する法整備がされていない等の理由により、最終親会社以外の構成会社が当該構成会社の所轄税務当局に提出することである。

移転価格税制に係る改正



移転価格税制に係る改正

改正内容

従来関連者の判定は“connected person”に該当するかどうかによって判定されていたが、OECDモデル租税条約9条に規定される関連者の定義に適合するよう、改正が行われた。

“connected person”の定義においては50%以上の株式や議決権の保有といった形式的な基準も存在していた。

改正により、形式的な基準によらず、実質的に一方の国の企業がもう一方の国の企業の経営、支配または資本に直接または間接的に参加している場合、関連者に該当することになる。

実際に関連者に該当するかどうかは、価格設定に対して影響を及ぼしているか、といった事実関係に応じてケースバイケースで判断される。

適用時期

2023年1月1日以降に開始する事業年度に関して適用される。

対応方法についての助言

従来は関連者に該当していなかった企業が、改正により関連者と該当するようになることも想定される。

関連者に該当した場合には移転価格税制の対象となるため、適切な移転価格管理が必要となる。

最近の移転価格調査におけるトピック



移転価格調査の動向

当局の姿勢

特定の産業や取引では、積極的に調査が行われる傾向にある。

狙われやすい産業

自動車、石油・ガス・鉱物等の採掘。

狙われやすい取引

取引金額の大きい取引は当局が注目する傾向にある。

調査のトリガー

当局はリスク評価のためのツールを使用している。申告書に記載されている情報に基づきリスク評価が行われる。

対応方法についての助言

南アフリカにおいては、LF/MFは提出する義務があるため、移転価格ポリシーを適切に設定・運用したうえで、文書において整理しておく必要がある。

Thank you



本テキストを利用する場合には、経済産業省HPに記載の「利用規約」に準じてご利用ください。

<https://www.meti.go.jp/main/rules.html>

特段に記載がない限り、講演および講演資料（以下、合わせて「本資料」）の一部に記載されている各国税制に関する内容は2022年12月時点の各国の税務情報に基づくものであり、その後の法改正などによって変わる可能性がある旨は、ご注意ください。

ここに記載されている情報はあくまで一般的なものであり、特定の個人や組織が置かれている状況に対応するものではありません。私たちは、的確な情報をタイムリーに提供するよう努めておりますが、情報を受け取られた時点およびそれ以降においての正確さは保証の限りではありません。何らかの行動を取られる場合は、ここにある情報のみを根拠とせず、プロフェッショナルが特定の状況を綿密に調査した上で提案する適切なアドバイスをもとにご判断ください。

経済産業省およびKPMG（KPMG International Cooperativeに加盟するメンバーファームを全て含む）は、本資料に関して生じた一切の損害（間接的、派生的、特別、または付随的損害も含む）および現実化していない損失（逸失利益や事業機会の喪失も含む）について、それがいかなる法的根拠に基づき生じたか否かにかかわらず、またはその他の原因に基づき生じたか否かにかかわらず、何ら責任及び義務を負いません。

The KPMG name and logo are trademarks used under license by the independent member firms of the KPMG global organization.